

ソフトウェア製品使用許諾契約書

本ソフトウェア製品使用許諾契約書（以下「本契約書」）は、株式会社ジェイアール総研エンジニアリング（以下「弊社」）が提供するインストールプログラム、設計プログラム、および付随するファイルやマニュアル等（以下「本製品」）に関して、お客様と弊社との間に締結される法的な契約書です。本製品には、関連したメディアおよび弊社のインターネットベースのサービスが含まれます。本製品をインストール、またはご使用した時点で、お客様は、本契約書の各条項に同意されたものと見なされます。また、本契約書の内容は、予告せずに変更する場合があります。なお、別途契約を締結している場合は、そちらの契約を優先する事といたします。

1 使用权・使用者・使用範囲

- ①お客様は、ご購入されたライセンスの数だけ本製品を使用することができます。お客様は、ライセンスで許諾されたユーザー数を超えない範囲で、本製品を使用するユーザーを登録することができます。
- ②本製品の各種ライセンスは、お客様所有の端末へ、ご契約された端末台数に対してインストールが可能ですが、同時に稼働できる端末の最大台数はご購入されたライセンス数により規定されます。
- ③お客様は、本製品を第三者に対して譲渡、貸出、販売、および頒布することはできません。
- ④本製品の使用者がリース会社等の弊社以外の会社を通して本製品を入手した場合、リース会社等の弊社以外の会社（本製品の使用权所得者）は、弊社が認める特別な事情がない限り、初回契約を結んだ本製品の使用者を任意に変更することはできません。また、リース契約の場合は契約が終了した時点で、本製品の使用者は、「使用終了通知」を弊社へご連絡ください。
- ⑤本製品および付随するデータの改造、リバースエンジニア等を禁止します。また、ユーザーID、パスワードおよびプログラミングに関する情報の他者への配布行為を禁止します。
- ⑥端末、LAN 及びインターネットへ接続するための機器やその運用につきましては、お客様にて準備と管理をお願いいたします。

2 複製禁止

本製品をインストールする端末の台数以上に一部または全部を複製することは禁じられています。ただし、保存用またはバックアップ用として、ハードディスクへ組み込むことはできるといたします。

3 品質保証

本製品の欠陥があった場合、契約締結後 90 日以内には無償で取り換えいたします。

4 保守・サポート

- ①ご購入後 1 年以内の本製品の保守・サポートは、弊社が無償で提供いたします。ご購入後 1 年を超える本製品の保守・サポートは有償で行います。お客様は申込により弊社との間で保守・サポート契約を締結して頂きます。
- ②上記条項 1 の④に示すリースの場合における本製品の購入 1 年後の有償保守・サポートについて、本製品の使用者は申込により弊社との間で保守・サポート契約を直接締結して頂きます。
- ③保守・サポートの期間、対象、方式、時間帯および料金等に関する詳細な内容は、「製品の保守・サポート契約書」または「製品の保守・サポート契約に関する説明」をご参照ください。
- ④ご購入後 1 年目の無償保守・サポートにおいて、弊社担当者がお客様のお問い合わせ対応に掛ける実働時間数の上限は、有償保守・サポートに規定されたその上限に準じいたします。

5 バージョンアップ

- ①保守・サポート契約を締結されたお客様に対して、ユーザーニーズに応じた入出力部分操作性の向上、新しい OS 環境の対応のためのプログラム言語の更新、インターネット・セキュリティ強化、および不具合修正対応等を内容とした、最新バージョンの製品を無償で提供いたします。ただし、設計標準および関連設計基準類の改訂がある場合、その際の改修費を作業量に応じて別途で徴収いたします。
- ②保守・サポート契約を締結されないお客様最新版のご入手の条件として、保守・サポート契約書に規定された再契約を締結する必要があります。

6 収集したデータ使用の承諾

弊社が本製品に関して、インターネットベースのサービスを提供する一環として、お客様は技術情報の収集やその収集した情報を使用することに、本契約をもって同意するものといたします。弊社は、製品の品質向上のため、またはお客様にカスタマイズされたサービスを提供するためにのみ、かかる技術情報を使用できるものといたします。この情報がお客様個人を特定できる形で公開されることはありません。

7 旧版ソフトウェア製品の廃止

- ①現在販売中の本製品は、各種の新しい設計標準・手引き・照査例に準拠して作成した最新

2



発行：株式会社ジェイアール総研エンジニアリング

ソフト販売窓口：〒186-0002 東京都国立市東 1-4-13

E-mail:support_sale@jrseg.co.jp URL:<https://www.jrseg.co.jp>

版のものです。以前販売した旧設計標準・旧手引き・旧照査例に準拠した旧版ソフトウェア製品は、旧設計基準類の廃止に伴い廃止します。

②旧版ソフトウェア製品に対する保守・サポートは、先述の理由で終了いたします。

ただし、保守契約期限まではお問い合わせ対応をいたしますが、プログラムの改修は行われません。

③新版と旧版ソフトウェアの混乱を防ぐために、バージョンアップのお客様で、旧版ソフトウェアの HSAP キーを所持されている方は、その旧版ソフトウェアの HASP キーをご返送頂き、旧版ソフトウェアの破棄をお願い致します。もし HASP キーを返送しない場合、その購入料金を新規購入価格とさせていただきます。また、旧版ソフトウェアの誤使用による設計損害が発生した場合、弊社は賠償する責を負わないものといたします。

8 損害の免責

本製品の使用または使用不能、およびそれと関連する保守・サポートによって生じた特別、偶発的、間接的、または二次的な損害(商益の損失、事業の中断、事業情報やデータの喪失、その他の金銭的損失を含むがこれに限定されず)について、弊社は購入者に対していかなる賠償する責を負わず、懲罰的損害賠償も行わないものといたします。

9 反社会的勢力の排除に関する事項

① 確約事項

お客様及び弊社は、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるもの（以下、総称して「反社会的勢力」という。）でないことを確約いたします。なお、お客様又は弊社は、相手方が反社会的勢力に該当し、又は、反社会的勢力と以下の各号の一に該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、締結している契約を解除することができます。

イ) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき

ロ) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき

ハ) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える 目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき

ニ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき

ホ) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

② 契約解除条件

お客様又は弊社は、相手方が自ら又は第三者を利用して以下の各号に該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、締結している契約を解除することができます。

3



発行：株式会社ジェイアール総研エンジニアリング

ソフト販売窓口：〒186-0002 東京都国立市東 1-4-13

E-mail: support_sale@jrseg.co.jp

URL: <https://www.jrseg.co.jp>

- イ) 暴力的な要求行為
 - ロ) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ハ) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ニ) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の名誉・信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - ホ) その他前各号に準ずる行為
- ③ 下請等の確約事項
- イ) 弊社は、弊社の下請、再委託先業者又は代理人もしくは媒介をする者（下請又は再委託契約が数次にわたるときには、その全てを含む。以下総称して「弊社の下請等」という。同じ）が反社会的勢力に該当しないこと及び反社会的勢力と 3.1 項各号の関係を有するものではないことを表明・保証し、将来も反社会的勢力に該当し、反社会的勢力と①項各号の関係を有しもしくは②項各号の行為を行うものではないことを確約いたします。
 - ロ) 弊社は、弊社の下請等が前号に該当することが弊社の下請等との契約締結後に判明した場合には、ただちに弊社の下請等との契約を解除し、又は契約解除のための措置を採らなければならない。
- ④ 反社会的勢力から行為を受けた場合
- イ) 弊社は、弊社の下請等が、反社会的勢力から②項各号の行為を受けた場合は、これを拒否し、又は下請もしくは再委託先業者をしてこれを拒否させるとともに、行為があった時点で、速やかに不当介入の事実をお客様に報告し、捜査機関への通報及び報告に必要な協力を行うものといたします。
 - ロ) 弊社が前号の規定に違反した場合、お客様は何らの催告を要せずに、弊社に対し、締結している契約を解除するなど必要な措置をとるよう求めることができます。
- ⑤ 補償
- お客様又は弊社（以下、本項において「解除者」という。）が本条各項の規定により本契約を解除した場合には、相手方に損害が生じても解除者は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、またかかる解除により解除者に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものといたします。

以上